

大分県報

平成二十九年

第二九二七号

十月二十四日

（火曜日）

目次

告示

- 身体障害者福祉法による医師の指定……………一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一
- 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………二
- 解除予定保安林……………二
- 道路の供用開始……………二

公告

- ふぐ処理講習会の開催……………二
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………三
- 一般競争入札の実施……………四
- 公共測量の実施……………六
- 公共測量の終了……………六

○告示

大分県告示第六百一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

心臓の機能障害

三浦 光年

国家公務員共済組合連合会
新別府病院
別府市大字鶴見三八九八番地

平二九・九・一四

大分県告示第六百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十九年十月十一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ぼっぼ

三 代表者の氏名

槐 容子

四 主たる事務所の所在地

別府市石垣東六丁目五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は子ども及び障害を抱える人たちに対して、健全育成はもとより、親、支援者とともに学びあい成長していくような取り組みや、地域のなかで生きがいを持ち自立した生活を営むことができるような支援等を通して、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事務所の所在地の変更

会員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

平成二十九年十月二十四日

大分県報（告示）

公告の方法の変更

大分県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市長は永修治からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し審査請求をすることができる。
平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (農道整備)	両院三期地区	平二九・一〇・二四から 平二九・一一・一三まで	宇佐市役所

大分県告示第六百四十四号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
杵築市山香町大字山浦字定野尾一五八三番・一七四八番一・一七四八番三五・一七四八番三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道大分白杵線	大分市大字下郡字中新地三三六番一・二から 大分市大字下郡字丁畑三〇九八番四地先まで	平二九・一〇・二四

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。
平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 講習会の受講対象者
条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間が平成三十年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び平成三十一年二月二十八日までの者
- 二 講習会の開催期日及び場所
1 開催日時 平成三十年二月七日（水曜日）午後一時から午後三時四十分まで
なお、受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。
- 2 開催場所 大分市大字下郡四百九十六―三十八 大分県教育会館
- 三 講習会の受講申込みの受付期間及び場所
1 受付期間 平成三十年一月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）まで
2 受付場所 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支部名	所在地
-----	-----

国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内

速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三二番地二四 日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内
津久見市支部	津久見市港町一番二十一号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする特定役務の種類
複写サービス等の提供業務
- 二 競争入札の参加者資格
 - 1 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の四第一項の規定に該当する者
 - (二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者
 - (三) 営業年数が一年未満の者
 - (四) 県税を滞納している者

- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 1 申請の方法
 - イ 自己資本額（基準年度における自己資本金の額をいう。）
 - ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
 - ハ 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
 - ニ 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
 - 2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二〇七―一
 - 3 申請の時期

平成二十九年十月二十四日（火）から同年十一月九日（木）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、同年十二月四日（月）まで受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
 - 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、三の規定により入札参加資格を取得した日から、同日以後における最初の登録基準年（平成十八年以後の二年ごとの年）の九月三十日までとする。
 - 5 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
- (五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。
 - (一) 複写サービス等に係る年間契約実績（基準年度の販売等の実績をいう。）
 - (二) 営業概要
 - (三) 自己資本額（基準年度における自己資本金の額をいう。）
 - (四) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
 - (五) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
 - (六) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

<p>1 申請書の交付場所 三の二に同じ</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/fukusya.html</p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を取得した者が次のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。</p> <p>(一) 令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等に係る契約を締結する場合の競争入札に参加する者に必要な資格（平成十六年大分県告示第七百二十一号）第二の一から六までに掲げる事由に該当すると判明した場合</p> <p>2 六の1の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 平成29年10月24日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 特定役務の種類 複写サービス等の提供業務</p> <p>(2) 契約期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで（長期継続契約）</p> <p>(3) 履行場所</p> <p>ア 複写第1号 県庁舎本館 イ 複写第2号 県庁舎別館 ウ 複写第3号 県庁舎新館 エ 複写第4号 大分地区 オ 複写第5号 北部地区 カ 複写第6号 別荘地区 キ 複写第7号 南部地区 ク カラー複写第1号 県庁舎・県外</p>	<p>ク カラー複写第2号 県南地域 コ カラー複写第3号 県北地域</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次の条件をすべて満たしている者</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等に係る契約を締結する場合の競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(3) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等に係る契約を締結する場合の競争入札参加資格を有する者に對する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) この入札に係る仕様書に基づき、大分県知事に保守実績確認書類及び複合機仕様書適合表を提出した者であること。</p>
---	---

<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年10月24日（火）から同年11月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、同年12月4日（月）まで受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班（県庁舎本館7階） 電話 097-506-2071（直通）</p> <p>大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/fukusya.html</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班（県庁舎本館7階） 〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号 電話 097-506-2071（直通）</p> <p>(2) 日時 平成29年10月24日（火）から同年11月9日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。</p> <p>5 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 場所 上記4の(1)に同じ</p> <p>(2) 日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>6 入札参加条件</p> <p>(1) 複写サービス機等に障害・故障が発生した場合、通報による認知後、1時間以内に修理に着手できる体制がとれること。</p> <p>(2) 過去2年間に於いて、大分県内で本契約業務と同等の複写サービス等の提供実績又は複合機の保守実績を有すること。</p> <p>(3) 入札説明書に規定する複合機仕様書適合表等を平成29年11月10日（金）までに上記4の(1)に掲げる部局に提出すること。</p> <p>7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所、提出方法及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 上記4の(1)に同じ</p> <p>(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）</p> <p>(3) 提出期限</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>複写第1号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前9時00分</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>複写第2号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前9時15分</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>複写第3号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前9時30分</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>複写第4号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前9時45分</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>複写第5号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前10時00分</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>複写第6号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前10時15分</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>複写第7号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前10時30分</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>カラー複写第1号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前10時45分</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>カラー複写第2号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前11時05分</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>カラー複写第3号</td> <td>平成29年12月5日（火）</td> <td>午前11時25分</td> </tr> </table> <p>時間厳守</p> <p>ただし、郵送の場合は平成29年12月4日（月）午後4時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館7階 71会議室</p> <p>(2) 日時 上記8の(3)に同じ</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。</p>	ア	複写第1号	平成29年12月5日（火）	午前9時00分	イ	複写第2号	平成29年12月5日（火）	午前9時15分	ウ	複写第3号	平成29年12月5日（火）	午前9時30分	エ	複写第4号	平成29年12月5日（火）	午前9時45分	オ	複写第5号	平成29年12月5日（火）	午前10時00分	カ	複写第6号	平成29年12月5日（火）	午前10時15分	キ	複写第7号	平成29年12月5日（火）	午前10時30分	ク	カラー複写第1号	平成29年12月5日（火）	午前10時45分	ケ	カラー複写第2号	平成29年12月5日（火）	午前11時05分	コ	カラー複写第3号	平成29年12月5日（火）	午前11時25分
ア	複写第1号	平成29年12月5日（火）	午前9時00分																																						
イ	複写第2号	平成29年12月5日（火）	午前9時15分																																						
ウ	複写第3号	平成29年12月5日（火）	午前9時30分																																						
エ	複写第4号	平成29年12月5日（火）	午前9時45分																																						
オ	複写第5号	平成29年12月5日（火）	午前10時00分																																						
カ	複写第6号	平成29年12月5日（火）	午前10時15分																																						
キ	複写第7号	平成29年12月5日（火）	午前10時30分																																						
ク	カラー複写第1号	平成29年12月5日（火）	午前10時45分																																						
ケ	カラー複写第2号	平成29年12月5日（火）	午前11時05分																																						
コ	カラー複写第3号	平成29年12月5日（火）	午前11時25分																																						

(2) 入札保証金の免除

次の場合は、入札保証金の全部又は一部が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効

大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき

(3) 入札参加条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした入札

(4) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。このうち、カラー複写サービス等業務はモノクロ・カラー単価に各平均使用枚数を掛けた金額の総額で決定する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) その他、詳細は入札説明書による。

14 Summary

(1) The name of contract matter

Offer duties of the copy service

-The details are described in the manual of this tender.

(2) Time Limit for Tender

A 9 : 00 AM on 5 December,2017

B 9 : 15 AM on 5 December,2017

大分県知事 広 瀬 勝 貞

C 9 : 30 AM on 5 December,2017
D 9 : 45 AM on 5 December,2017
E 10 : 00 AM on 5 December,2017
F 10 : 15 AM on 5 December,2017
G 10 : 30 AM on 5 December,2017
H 10 : 45 AM on 5 December,2017
I 11 : 05 AM on 5 December,2017
J 11 : 25 AM on 5 December,2017
(3) Contact Point for the Notice
Information Policy Division,
Commerce and Labor Department,
Oita Prefectural Government Office
3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan
TEL 097-506-2071

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局港湾・空港整備事務所から公共測量を終了した旨の通知があった。
平成二十九年十月二十四日

一 作業の種類 大分県知事 広 瀬 勝 貞
公共測量 (基準点測量、水準点測量)
二 作業の地域
大分市西ノ洲地内
三 作業の終了日
平成二十九年九月二十五日

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。
平成二十九年十月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点設置及び水準点設置）

二 作業の地域

大分県宇佐市安心院町大見尾地内

三 作業の期間

平成二十九年十月十六日から平成三十年一月二十二日まで

平成二十九年十月二十四日

大分県報（公告）

七